第二号様式記載上の注意(59)ａ中「又は」を「若しくは」に、「により若しくは」を「により、又は」に、「ｃ」を「ｅ及びｆ」に改め、同記載上の注意(59)中ｄをｈとし、ｃをｇとし、ｂをｃとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第127条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

ｅ　提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。

ｆ　特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

第二号様式記載上の注意(59)ａの次に次のように加える。

ｂ　指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第二号様式記載上の注意(60)ａ中「及び連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）」を加え、「四半期連結損益計算書及び」を「四半期連結損益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、」に改め、「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）及び持分変動計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）」を、「中間連結損益計算書」の次に「（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）」を、「中間連結株主資本等変動計算書」の次に「（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）」を、「中間連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意(60)ｂ中「中間連結財務諸表規則」の次に「又は指定国際会計基準」を、「連結附属明細表」の次に「（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）」を加え、同記載上の注意(65)に後段として次のように加える。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

第二号様式記載上の注意(66)ｄ(b)中「第76条第１項第３号」を「第76条」に改め、同記載上の注意(67)中ｆをｇとし、ｃからｅまでをｄからｆまでとし、同記載上の注意(67)ｂ中「中間財務諸表等規則」の次に「又は指定国際会計基準」を、「附属明細表」の次に「（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）」を加え、同記載上の注意(67)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合（(59)のｄに該当する場合に限る。）には、(67)（ｂを除く。）から（72）までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67)（ｂを除く。）から（72）までに準じて記載すること。

第二号様式記載上の注意(84)の次に次のように加える。

(84―２)　指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第二号の二様式第一部第１の４(2)及び５中「

新株予約権の目的となる株式の種類

」を「

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の新株予約権の目的となる株式の種類

」に、

特質	

」に改め、同様式第一部中第３を第４とし、第２の次に次のように加える。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

２【株券等の譲渡制限】

３【発行条件に関する事項】

４【大規模な第三者割当に関する事項】

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	―				

６【大規模な第三者割当の必要性】

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

８【その他参考になる事項】

第二号の二様式記載上の注意(2)ｄ(a)中「四半期連結貸借対照表」の次に「（提出会社が特定会社（連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）」を加え、同記載上の注意(2)ｄ(a)中「中